

日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画の決定等について
(案)

- 1 郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）第 161 条第 1 項に規定する基本計画を別添 1 のとおり決定する。
- 2 内閣総理大臣及び総務大臣からの報告（別添 2）を了承する。

日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画（案）

郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号。以下「法」という。）第 161 条第 1 項に規定する基本計画を次のとおり定める。

平成 18 年 1 月 日

1 承継会社等に引き継がせる業務その他の機能の種類及び範囲に関する事項

日本郵政公社（以下「公社」という。）の業務その他の機能については、承継会社等（承継会社（日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行（法第 94 条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）及び郵便保険会社（法第 126 条に規定する郵便保険会社をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）をいう。以下同じ。）の目的が達成され、その業務が適切に行われるよう、適正かつ円滑に各承継会社等に引き継がせるものとし、その種類及び範囲は、次を基本とする。

（1）日本郵政株式会社に引き継がせる機能の種類及び範囲

日本郵政株式会社には、公社の業務（承継の際に現に行っているものに限る。以下同じ。）に係る機能のうち、日本郵政株式会社が次のイからホまでに掲げる業務を適切に行うために必要と認められるものを引き継がせるものとする。

イ 郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社（口において「子会社」という。）の株式の保有及びこれらの株式会社の株主としての権利の行使

ロ 子会社の経営の基本方針の策定及びその実施の確保

ハ 郵便貯金法（昭和 22 年法律第 144 号）第 4 条第 1 項に規定する施設の譲渡又は廃止をするまでの間における当該施設の運営又は管理

ニ 簡易生命保険法（昭和 24 年法律第 68 号）第 101 条第 1 項に規定する施設の譲渡又は廃止をするまでの間における当該施設の運営又は管理

ホ 日本郵政株式会社がイからニまでの業務と併せて行うことが適当と認められる業務

（2）郵便事業株式会社に引き継がせる機能の種類及び範囲

郵便事業株式会社には、次の a から d までの公社の業務に係る機能のうち、郵便事業株式会社が次のイからホまでに掲げる業務（二にあっては当該業務を行う場合に限る。）を適切に行うために必要と認められるものを引き継がせるものとする。

イ 郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）の規定により行う郵便の業務

- 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき
 - 八 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号）第 1 条第 1 項に規定するお年玉付郵便葉書等及び同法第 5 条第 1 項に規定する寄附金付郵便葉書等の発行
 - ニ 国際貨物運送に関する事業を行うことを主たる目的とする者の委託を受けて行う国際貨物運送に関する事業に係る国内貨物運送の業務
 - ホ 郵便事業株式会社がイから二までの業務と併せて行うことが適当と認められる業務
 - a 郵便法の規定により行う郵便の業務
 - b 国の委託を受けて、印紙の売りさばきを行う業務
 - c お年玉付郵便葉書等に関する法律第 1 条第 1 項に規定するお年玉付郵便葉書等及び同法第 5 条第 1 項に規定する寄附金付郵便葉書等を発行する業務
 - d 国際貨物運送に関する事業を行うことを主たる目的とする公社子会社の委託を受けて行う国際貨物運送に関する事業に係る国内貨物運送
- (3) 郵便局株式会社に引き継がせる機能の種類及び範囲
- 郵便局株式会社には、次の a から h までの公社の業務に係る機能のうち、郵便局株式会社が次のイからホまでに掲げる業務を適切に行うために必要と認められるものを引き継がせるものとする。
- イ 郵便事業株式会社の委託を受けて行う郵便窓口業務
 - 郵便事業株式会社の委託を受けて行う印紙の売りさばき
 - 八 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号）第 3 条第 5 項に規定する事務取扱郵便局において行う同条第 1 項第 1 号に規定する郵便局取扱事務に係る業務
 - ニ 八のほか、銀行業及び生命保険業の代理業務その他の郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務
 - ホ 郵便局株式会社がイから二までの業務と併せて行うことが適当と認められる業務
 - a 郵便法の規定により行う郵便の業務
 - b 郵便貯金法の規定により行う郵便貯金の業務
 - c 郵便為替法（昭和 23 年法律第 59 号）の規定により行う郵便為替の業務
 - d 郵便振替法（昭和 23 年法律第 60 号）の規定により行う郵便振替の業務
 - e 簡易生命保険法の規定により行う簡易生命保険の業務
 - f 国の委託を受けて、印紙の売りさばきを行う業務
 - g 国の委託を受けて、恩給その他の国庫金の支払を行う業務
 - h 上記のほか、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する

る法律第2条第1項の規定に基づき取り扱う地方公共団体の事務を行う業務その他の郵便局の窓口で取り扱う業務

(4) 郵便貯金銀行に引き継がせる機能の種類及び範囲

郵便貯金銀行には、次のaからkまでの公社の業務に係る機能のうち、郵便貯金銀行が次のイから八までに掲げる業務を適切に行うために必要と認められるものを引き継がせるものとする。

イ 銀行法(昭和56年法律第59号)第10条第1項及び第2項に規定する業務

ロ 銀行法第11条に規定する業務

ハ 銀行法第12条に規定するその他の法律により営む業務

a 郵便貯金法の規定により行う郵便貯金の業務

b 郵便為替法の規定により行う郵便為替の業務

c 郵便振替法の規定により行う郵便振替の業務

d 国の委託を受けて、恩給その他の国庫金の支払を行う業務

e 日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律(昭和62年法律第38号)第3条に規定する業務

f 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第2条第7項に規定する確定拠出年金運営管理業(同条第3項に規定する個人型年金に係るものに限る。)を行う業務

g 日本銀行の委託を受けて、国庫金の取扱いを行う業務

h 国家公務員共済組合連合会の委託を受けて、国家公務員共済組合連合会が支給する年金及び一時金の支払に関する事務を行う業務

i 郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律(平成10年法律第78号)第2条第1項に規定する金融機関の委託を受けて、同法第4条第1項に規定する金融機関預金受払事務を行う業務

j 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律(平成16年法律第165号)第3条第1号に規定する証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等を行う業務

k その他の日本郵政公社法(平成14年法律第97号)第24条第5項に規定する郵便貯金業務

(5) 郵便保険会社に引き継がせる機能の種類及び範囲

郵便保険会社には、簡易生命保険法の規定により行う簡易生命保険の業務に係る機能のうち、郵便保険会社が次のイ及びロに掲げる業務を適切に行うために必要と認められるものを引き継がせるものとする。

イ 保険業法(平成7年法律第105号)第97条の規定により行う業務

- ロ 保険業法第 100 条に規定する他の法律により行う業務
- (6) 機構に引き継がせる機能の種類及び範囲
 - 機構には、公社の業務に係る機能のうち、機構が次のイからヌまでに掲げる業務を適切に行うために必要と認められるものを引き継がせるものとする。
 - (郵便貯金管理業務)
 - イ 次に掲げる郵便貯金の管理に関する業務
 - 通常郵便貯金(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 102 号。以下「整備法」という。)附則第 5 条第 1 項第 1 号に掲げるものに限る。)
 - 積立郵便貯金
 - 定額郵便貯金
 - 定期郵便貯金
 - 住宅積立郵便貯金
 - 教育積立郵便貯金
 - ロ 郵便貯金法第 69 条の規定によりされた地方公共団体に対する貸付け及び長期運用予定額として国会の議決を経たもの(郵便貯金資金に係るものに限る。)についての地方公共団体に対する貸付けに関する業務
 - ハ 軍事郵便為替及び外地郵便為替に該当する郵便為替の業務
 - ニ 外地郵便振替貯金に係る郵便振替の業務
 - ホ 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(平成 2 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項の規定により委託された寄附金の処理を行う業務
 - ヘ 郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律(平成 8 年法律第 72 号)第 2 条第 2 項の規定により委託された寄附金の処理を行う業務
 - ト 国民生活金融公庫の委託を受けて行う国民生活金融公庫法(昭和 24 年法律第 49 号)第 18 条の 2 第 2 項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務
 - チ 沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて行う沖縄振興開発金融公庫法(昭和 47 年法律第 31 号)第 20 条第 2 項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務
 - (簡易生命保険管理業務)
 - リ 簡易生命保険契約の管理に関する業務
 - ヌ 簡易生命保険法第 88 条の規定によりされた地方公共団体に対する貸付け及び長期運用予定額として国会の議決を経たもの(簡易生命保険資金に

係るものに限る。) についての地方公共団体に対する貸付けに関する業務(7) 公社の機能のうち、(1) から(6) までに定めるもの以外の機能については、(1) から(6) までによりそれぞれの承継会社等に引き継がせることとされる機能と併せて引き継がせることが適当と認められるものを当該各承継会社等に引き継がせるものとする。

2 承継会社等に承継させる資産、債務並びにその他の権利及び義務に関する事項

公社の資産、債務並びにその他の権利及び義務については、承継会社等の目的が達成され、その業務が適切に行われるよう、適正かつ円滑に各承継会社等に承継させるものとし、次を基本とする。

(1) 公社の資産及び債務については、承継会社等の目的が達成され、その業務が適切に行われるよう、各承継会社等に承継させるものとする。また、債務の承継に当たっては、債権者の権利が確保されるよう、配慮するものとする。

なお、次の資産については、機構に承継するものとする。

イ 預金者に対する貸付けに係る債権

ロ 保険契約者に対する貸付けに係る債権

ハ 地方公共団体に対する貸付けに係る債権

ニ 整備法附則第47条に規定する特例資産に係る債権

(2) (1) により承継する公社の資産及び債務については、各承継会社等の経営の健全性が確保されるように承継させるものとする。特に、日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社については、銀行法又は保険業法の認可又は免許を付与するために必要な自己資本比率規制の基準、ソルベンシーマージン規制の基準等を満たすよう留意するものとする。

(3) (1) 及び(2) に定めるもののほか、契約に係る権利及び義務その他の権利及び義務については、公社からの業務その他の機能並びに資産及び債務の承継に伴い承継することが適当と認められるものを当該各承継会社等に承継させるものとする。

(注) 承継会社等に承継させる資産及び債務については、別添図(イメージ)を参照。

3 承継会社に引き継がせる職員に関する事項

承継会社に引き継がせる職員については、次を基本とする。

(1) 承継会社の目的が達成され、その業務が適切に行われるよう、各承継会社に必要な職員を引き継がせるものとする。

(2) 公社の職員である者を引き継がせる承継会社を定めるに当たっては、公

社における従事業務などの勤務条件に配慮するものとする。

- (3) 承継職員の賃金、労働時間その他の労働条件を定めるに当たっては、会社の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に配慮するものとする。

4 その他承継会社等への業務等の適正かつ円滑な承継に関する事項

その他承継会社等への業務等（業務その他の機能並びに権利及び義務をいう。以下同じ。）の適正かつ円滑な承継に関する事項については、次を基本とする。

- (1) 利用者の利便の確保

承継の際に郵便局で提供されている役務の水準が維持されることを基本とする等業務等の承継に際しては、利用者の利便の確保が十分に図られるよう適切な措置を講ずるものとする。

- (2) 郵便局の設置

郵便局の設置に関して省令で定める基準を郵便局株式会社が満たしているものとする。

- (3) 承継会社の業務の適切な運営に係る事項

承継会社の目的が達成され、その業務が適切に行われること等承継会社の業務の運営の内容及び見通しを示すものとする。

- (4) 承継の際における承継会社等の業務委託契約等

イ 郵便事業株式会社

郵便窓口業務の委託契約を郵便事業株式会社が郵便局株式会社を相手方として締結しているものとする。

印紙の売りさばきに関する業務の委託契約を郵便事業株式会社が郵便局株式会社を相手方として締結しているものとする。

ロ 郵便局株式会社

郵便事業株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社から受託する業務を適切に実施するための基盤として必要な業務の再委託契約を締結しているものとする。

ハ 郵便貯金銀行

少なくとも法第8章第3節の規定の適用を受ける間、業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するための基盤となる銀行代理業者への継続的な業務の委託がされるような委託契約を郵便貯金銀行が郵便局株式会社を相手方として締結しているものとする。

郵便貯金管理業務の一部を再委託する契約を、郵便貯金銀行が郵便局株式会社を相手方として締結しているものとする。

ニ 郵便保険会社

少なくとも法第9章第3節の規定の適用を受ける間、業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するための基盤となる生命保険募集人への継続的な業務の委託がされるような委託契約を郵便保険会社が郵便局株式会社等を相手方として締結しているものとする。

簡易生命保険管理業務の一部を再委託する契約を、郵便保険会社が郵便局株式会社を相手方として締結しているものとする。

ホ 機構

郵便貯金管理業務の一部を委託する契約を機構が郵便貯金銀行を相手方として締結しているものとする。

次に掲げる事項を含む、郵便貯金資産の運用のための預金に係る契約を機構が郵便貯金銀行を相手方として締結しているものとする。

- i 機構が公社から承継する整備法附則第5条第1項各号に掲げる郵便貯金の総額に相当する額について、機構が郵便貯金銀行に対する預金に係る債権を取得するものであること。

郵便貯金銀行が承継する資産をもって、当該預金の預入に充てるものであること。

機構が、郵便貯金の預金者からの預入があったときは、当該預入に係る金銭を郵便貯金銀行に預金として預け入れる義務を負うものであること。

郵便貯金銀行が、その資産のうち法第110条第1項第2号八及びへ並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号。以下「機構法」という。）第28条第1項第2号に掲げる方法により運用されるもの並びにこれらに準ずるものの合計金額が及びの預金に係る郵便貯金銀行の預り金の額の合計金額を下回らない義務を負うものであること。

郵便貯金銀行が、法第8章第3節の規定の適用を受ける間、事業年度ごとに、当該事業年度及び当該事業年度の翌事業年度の末日におけるの資産の額の見通し及びその根拠について、機構に報告する義務を負うものであること。

機構が、の報告に係る事項について、公表することができるものであること。

簡易生命保険管理業務の一部を委託する契約を機構が郵便保険会社を相手方として締結しているものとする。

次に掲げる事項を含む、簡易生命保険契約に基づき機構が負う保険責任についての再保険の契約を機構が郵便保険会社を相手方として締結しているものとする。

公社から承継する簡易生命保険契約に基づき機構が負う保険責任のすべてについて、機構と郵便保険会社との間に再保険関係が成立しているものであること。

郵便保険会社が承継する資産をもって、当該契約の再保険料の支払に充てるものであること。

郵便保険会社が、その資産のうち法第138条第2項第2号及び第5号並びに機構法第29条第3号から第10号までに掲げる方法により運用されるものの合計金額が当該契約に基づき郵便保険会社が機構のために積み立てる金額を下回らない義務を負うものであること。

郵便保険会社が、法第9章第3節の規定の適用を受ける間、事業年度ごとに、当該事業年度及び当該事業年度の翌事業年度の末日におけるの資産の額の見通し及びその根拠について、機構に報告する義務を負うものであること。

機構が、の報告に係る事項について、公表することができるものであること。

機構の保有する貸付債権（2（1）のイからニまでの債権）と同額・同条件の借入契約を機構が郵便貯金銀行及び郵便保険会社を相手方として締結しているものとする。

（5）訴訟参加等

公社を当事者とする訴訟のうち承継会社等に承継させる業務等に係るものについては、承継会社等による訴訟参加その他の必要な措置を講ずるものとする。また、実施計画申請後明らかになる業務等について、帰属する承継会社等を明らかにする等の必要な措置を講ずるものとする。

（6）免許等の特例等

法令の規定により公社の業務等の承継に伴い承継会社等その他の者が受けたものとみなされる免許等及び承継会社等その他の者が行ったものとみなされる届出等の特例の内容を明らかにするものとする。

（7）その他

その他、公社の業務等の承継を適正かつ円滑に行うために必要な措置が講じられるよう配慮するものとする。

郵政民営化時のB/S対応関係(イメージ)

日本郵政公社 解散時B/S

資産の部 郵便資産	負債の部 郵便貯金負債 (定期性貯金) (通常貯金)
	(借入金)
簡保資産	簡易生命保険負債 (責任準備金)
	郵便・郵便局負債
郵便・郵便局資産	資本の部

郵便事業株式会社 開始B/S

資産の部 郵便資産	負債の部 郵便負債
	資本の部

郵便局株式会社 開始B/S

資産の部 郵便局資産	負債の部 郵便局負債
	資本の部

郵便貯金銀行 開始B/S

資産の部 郵便貯資産	負債の部 機構からの特別預金
	旧通常郵便貯金
	借入金
	資本の部
機構への貸付金	

郵便保険会社 開始B/S

資産の部 簡保資産	負債の部 機構からの再保険
	資本の部
機構への貸付金	

日本郵政株式会社 開始B/S

資産の部 郵便事業会社株式	負債の部
郵便局会社株式	資本の部
郵便貯金銀行株式	
郵便保険会社株式	
(関連施設等)	

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 開始B/S

資産の部 特別預金	負債の部 旧定期性郵便貯金
再保険	旧簡保負債 (責任準備金)
地方公共団体貸付等	借入金
	資本の部

日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の作成等について (案)

1 実施計画の作成の指示

郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号。以下「法」という。）第 163 条第 1 項の規定に基づき、日本郵政株式会社に対し、基本計画に従い実施計画を作成するよう、本日（1 月 25 日）指示するものとする。

なお、上記指示に際しては、法第 166 条第 1 項の規定による承継の時ににおける郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務の範囲は日本郵政公社の業務の範囲と同様のものとなるよう、別途、法令（郵政民営化法施行令（平成 17 年政令第 342 号）等）により規定する予定であるので、これを前提に実施計画を作成するよう付言するものとする。

2 実施計画の作成期間

法第 163 条第 3 項に規定する内閣総理大臣及び総務大臣が定める期間は、平成 19 年 4 月 30 日までとするものとする。

3 実施計画の骨格の作成

日本郵政株式会社に対し、平成 18 年 7 月 31 日までに実施計画の骨格の作成及び提出を求めるものとする。（法第 163 条第 1 項に規定する内閣府令・総務省令において規定することを予定。）